

町としては、ふるさと応援寄附金を、ただの寄附金集めではなく、地場産業の発展と町の知名度アップに繋げていく取り組みを実施する体制と、地域の課題解決のためのツールである事が重要との認識で、寄附金の使い道を明確化し、移住促進や地域活性化に繋げる寄附の仕組み作りに取り組んでいます。

また、ふるさと応援寄附金制度を通じて、八百津町を知っていたいただいた寄附者の皆様とは、継続的な繋がりをもちたいことが重要と考え、寄附者の方にはお礼状はもちろんのこと、前年度の寄附実績、使い道の報告等を、ポータルサイトやメールマガジン、都心でのイベントを通じて発信しております。町内事業者の中には、お礼の品の発送の際に感謝を記した手紙を同封し、独自に継続的な繋がりをもちたいと努力している方もあり、町にとってはファンを獲得し交流人口増加、知名度アップを図るチャンスとなり、事業者にとっては新たな販路拡大に繋げる絶好の機会となっています。

寄附者へ送る返礼品については、当初より地場産のものを採用しており、全国への特産品PRに繋がっています。

昨年度、当町から他市町村への寄附者は、196件1千941万1500円となっております。

Q2 町内事業者との勉強会や説明会の状況について伺う。

答 (永田地域振興課長) 一昨年から事業者勉強会を実施しております。リピーターに繋げるための方策、ネット上での返礼品の見せ方など、事例を通した勉強会を年1回実施しておりますが、回数については今後検討します。



ふるさとチョイスカフェ (東京) での町PR

問 介護予防交付金について

Q1 介護予防や自立支援に成果を上げた自治体に手厚く配分する交付金が、2020年度から2倍の400億円に大幅拡充する予定と日刊紙に掲載されたが、当町の考えを伺う。

答 (藤本健康福祉課長) 介護予防の交付金は、保険者機能強化推進交付金という

もので、昨年度から創設されました。これは高齢者の介護予防や要介護の維持・改善に取り組み、成果を上げた自治体を支援する交付金で、インセンティブ(動機づけ) 交付金とも呼ばれています。

当町が行っている介護予防のための事業は多くございます。講話を聞いて介護予防について学んだり、実技や軽体操、音読、貼り絵などを行ったりする「お元気サロン」、体力と脳力の維持向上をはかる「体力脳力向上教室」、日常生活に必要な筋力・バランスを鍛える「らく楽自主トレーニング」、こころの健康に関すること、物忘れが気になるなど、なんでも相談を受けられる「こころの相談」、日常生活上の相談や介護保険の利用について、各地区へ定期的に巡回し職員が訪問する「高齢者あんしん相談会」、「おでかけ健康講座」、そして、介護予防に関する講演会や映画会も開催しております。

また、認知症に特化した事業としては、認知症について学び、認知症の人やその家族をそっと見守り支援する人を育てる「認知症サポーター養成講座」、認知症の方や家族、地域の方、専門職などみんなが集まり、おしゃべりや相談ができる憩いの場「オレンジカフェ」も各地域で開催しております。

さらに、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の連携支援や認知症についての相談業務を行う「認知症地域支援推進員」、認知症の方やその家族に早期に関わっていく「認知症初期集中支援チーム」を設置したところ

です。今後ますます進んでいく高齢化社会に向けて、さらに介護予防事業に取り組み、保険者機能をよりいっそう高めて参りたいと考えております。

Q2 今後の新しい取り組みについて伺う。

答 (藤本健康福祉課長) 現在、地域で活躍していただく介護予防リーダーの養成や、住民のみなさんが主体となって、地域での助け合い活動を推進するための勉強会や、運営母体の立ち上げを計画しているところ。今後は地域の皆さんと一体となった生活支援体制づくりを進めて参りたいと考えております。



介護予防トレーニング機器

問 役場へ来庁される身障者、高齢者等の対応について

Q1 役場来庁者が2階3階へ行かれる場合、また議会傍聴希望の身障者、高齢者への対応を伺う。またエレベーターの設置など対策はできないか。

答 (吉田総務課長) バリアフリーやユニバーサルデザインといった言葉も、一般化してきております。

特に建物におけるユニバーサルデザインの一例として、身障者用駐車場、スロープ、手すり、及び多目的トイレ(身障者用トイレ)の設置などを心がけております。

身障者・高齢者が役場2階、3階へ来庁された時の対応ですが、現在は、1階窓口でお申し出のあった方、あるいは職員が声をかけさせていただき、1階でお話を伺ったほうが良いと判断した場合には、2階及び3階の担当者書類等を準備し、1階でお話を伺うようにしております。

時には、保健センターの用事で誤って役場へ来られた方、特に高齢の方、お体の不自由な方の場合ですが、保健センターの職員が役場1階まで赴き、お話を伺うこともあります。

ただ、議会の傍聴など、お客様がその階へ行かなければできない事については、職員ででき